

浄化槽補助金概要及び注意点について

合併処理浄化槽設置の補助事業を適正かつ円滑に行うため、書類作成や工事実施の注意点等を取りまとめています。

補助金申請にあたっては、内容をよくご確認ください。

1 令和8年度の変更点

(1) 浄化槽補助金額の変更について

「転換」の撤去費及び配管費を増額します

① 転換による補助 (変更あり)

建替・増築を伴わず、居住用建物の敷地で利用している汲取り便槽又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ入れ替える場合

令和7年度

補助内容 ①+②+③		人 槽		
		5人槽	6～7人槽	8～50人槽
①設置費	一般地域	360,000円	462,000円	585,000円
	特定地域 ^{※1}	450,000円	578,000円	732,000円
②撤去費 (1基分まで)	汲取り便槽撤去	90,000円		
	単独処理浄化槽撤去	120,000円		
③配管費		300,000円		



令和8年度

補助内容 ①+②+③		人 槽		
		5人槽	6～7人槽	8～50人槽
①設置費	一般地域	360,000円	462,000円	585,000円
	特定地域 ^{※1}	450,000円	578,000円	732,000円
②撤去費 (1基分まで)	汲取り便槽撤去	120,000円		
	単独処理浄化槽撤去	150,000円		
③配管費		330,000円		

※1 「特定地域」については次頁でご確認ください。「特定地域」以外が「一般地域」となります。

②更新による補助 **(変更なし)**

既に設置されている合併処理浄化槽を適正に維持管理しているにも関わらず、破損等の重篤な支障により交換をする場合

補助内容 \ 人 槽	5人槽	6～7人槽	8～50人槽
設 置 費	1 3 2,0 0 0 円	1 5 0,0 0 0 円	2 1 0,0 0 0 円

～代理受領制度について～

浄化槽工事費の支払いが補助事業者（申請者）の一時的な負担となっていることから、補助金を市から工事請負者に直接支払いできる代理受領制度もありますのでご活用ください。

詳細についてはお問合せください。

③ 「特定地域」（巴川流域）の対象について **(変更なし)**

【町全域対象】

石野地区…中切町

松平地区…鷺ヶ瀬町、大内町、王滝町、桂野町、加茂川町、九久平町、幸海町、坂上町、石楠町、滝脇町、巴町、豊松町、中垣内町、長沢町、鍋田町、林添町、穂積町、松平町、松平志賀町

下山地区…阿蔵町、蘭町、宇連野町、大桑町、大沼町、蕪木町、神殿町、黒坂町、小松野町、下山田代町、田折町、高野町、立岩町、田平沢町、栃立町、梨野町、野原町、花沢町、羽布町、東大林町、平瀬町、和合町

足助地区…安実京町、綾渡町、岩谷町、有洞町、上八木町、漆畑町、大蔵連町、国閑町、籠林町、上小田町、上佐切町、上脇町、川面町、霧山町、国谷町、桑田和町、桑原田町、五反田町、沢ノ堂町、下国谷町、下佐切町、下平町、白倉町、菅生町、千田町、竜岡町、玉野町、田振町、近岡町、葛沢町、椿立町、栃本町、戸中町、富岡町、怒田沢町、野林町、則定町、冷田町、東大島町、東大見町、東川端町、平折町、二夕宮町、御内町、室口町、岩神町、山谷町、山ノ中立町、四ツ松町

【町の一部地域対象】

→ 「特定地域」 に該当するか下水道施設課へお問合せください

石野地区…野口町

松平地区…岩倉町、渡合町

高橋地区…古瀬間町、矢並町、山中町

足助地区…足助町、井ノ口町、大多賀町、久木町



(2) 補助金交付対象の緩和について

これまで借家は空き家情報バンクの物件のみ補助対象としていましたが、**令和8年度からは借家の居住者本人からの申請も補助対象となります。**

※土地家屋所有者の使用承諾書（写）を添付してください。

(3) 添付書類の変更について

実績報告時に、建物の全景写真の添付は不要とします。ただし、外壁工事などで交付申請時と外観が変わっている場合には添付してください。

(4) 様式の変更について

様式第1号、第4号、第6号について、担当者の連絡先欄等を変更していますので、必ず最新の様式を使用してください。

※申請書類等は[豊田市ホームページからダウンロード](#)してください。

2 補助金の対象に関する注意事項

- ・補助金の対象区域は市街化区域以外（「市街化調整区域」及び「都市計画区域外」）で、下水道事業計画区域、コミュニティ・プラント事業処理区域、農業集落排水事業処理区域、市が管理する共同し尿浄化槽の処理区域、その他市長が指定する区域を除く区域です。

※下水道への接続が可能な場合は補助対象外です。

- ・補助金の対象となる合併処理浄化槽は、BOD除去率が90%以上で放流水のBODが20mg/ℓ以下、かつ総窒素濃度が20mg/ℓ以下の処理能力を有する50人槽以下のもので、環境省の補助要綱等に定める環境配慮型浄化槽に限ります。環境省又は(一社)浄化槽システム協会のホームページ等をご参照ください。

3 補助金の対象とならないケース

- ・店舗、工場、作業所、集会所、寺、神社等の居住用以外の建物の敷地に浄化槽を設置する場合
(併用住宅で居住用部分の延べ床面積が総延べ床面積の1/2以上の場合は補助対象)
- ・アパートや別荘等、賃貸、転売を目的とする建物、日常的に利用されない建物などの敷地に浄化槽を設置する場合
- ・申請者本人が浄化槽設置場所に居住しない場合及び住民登録をしない場合
- ・同一敷地（区画）内の建物から排出される汚水及び雑排水に未接続がある場合
- ・放流先が公共用水域まで確保されていない場合
- ・申請日時点で排水のない敷地に新たに浄化槽を設置する場合
- ・既存の合併処理浄化槽を更新によらず交換する場合
- ・使用開始日から10年を経過しない合併処理浄化槽を更新する場合

- ・申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は、暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不当行為等を行う者と認められる場合
- ・市税の滞納がある場合

4 設置費補助についての注意点

- ・補助金の限度額は、JIS基準（JIS A3302）で算定された住宅部分の処理対象人員分とします。
設置する浄化槽の人槽や、建物全体のJIS基準で算定された処理対象人員ではありません。
- ・補助額は対象経費の合計額から6万円を減じた額で限度額の範囲内とします。
※補助金のみで工事が施工されることがないようにご注意ください。

5 加算補助についての注意点

(1) 撤去費補助について

- ・単独処理浄化槽や汲取り便槽の撤去費について補助します。
- ・対象となる設置形態は「転換」とし、「更新」は対象外となります。
※工事着工前に補助金申請を必ず提出してください。また、補助金交付決定日から既存単独処理浄化槽等を撤去するまでの間に市職員の現地確認があります。立会いは不要ですが敷地内に立ち入らせていただきます。
- ・撤去費の補助限度額は、汲取り便槽からの転換の場合は**120,000円**、単独処理浄化槽からの転換の場合は**150,000円**となります（1申請につき1基分のみが加算対象）。
- ・単独処理浄化槽は原則全撤去を条件とし、汲取り便槽については可能な範囲を撤去し、便槽としての機能が喪失した場合を対象とします。

添付書類

申請時…撤去費用の見積書

実績時…撤去費用の請求書、領収書、撤去マニフェスト、撤去工事写真（撤去前、撤去された穴の状態、撤去物、埋め戻し完了後の写真など）、最終清掃実施記録の写し（汲取り便槽の場合も含む）、廃止届（単独浄化槽の場合）

(2) 配管費補助について

- ・単独処理浄化槽又は汲取り便槽からの「転換」の際の配管入替え工事費を補助します。「更新」は対象外です。
- ・配管費の補助限度額は**330,000円**です。
- ・浄化槽への流入管、升の設置及び隣接する側溝等までの放流管（流入及び放流用のポンプ槽を含む）、既設配管の撤去を補助の対象範囲とします。
- ・配管工事施工業者の指定はありませんが、技術上の基準に従って施工してください。

添付書類

申請時…配管費の見積書

実績時…配管費の請求書、領収書、**配管工事写真（配管布設後の埋め戻し前と後の写真で一部のみは不可。既存井を活用する場合は工事完了後に蓋を外しインバートとなっていることが分かる写真）**

6 書類上の注意点

(1) 書類全体に関すること

- ・補助金申請書類のうち補助金交付申請書、計画変更承認申請書、実績報告書、施工検査報告書及び代理受領届出書等への押印は不要としますが、工事請負契約書等の参考様式には押印を要します。
- ・書類の記載事項を間違えてしまった場合、その書類の再提出を求めます。
- ・申請者住所の欄には、申請される時点での住民票記載の住所を記入してください。
- ・申請者の氏名で使用する漢字は、原則として**住民票に記載されている文字**で記入してください。
- ・**浄化槽の設置場所については、全ての書類について統一してください（複数地番となる場合は要注意）**
- ・提出日や書類の記入漏れがないようにご注意ください。

(2) 交付申請に関すること

- ・**補助金申請の受付は令和8年4月1日（水）から開始**します。ただし、3月末までに国の予算が成立しない場合は国の予算成立日以後を受付日とします。
- ・添付資料「工事請負契約書」内の工事の期間について、**工事が完了できる期間を設定**してください。工事期間が過ぎてから工事完了となる場合は、工事期間延長の変更契約が必要となります。
- ・C票については右上の日付欄について記入漏れが無いようにお願いします。
※工事契約日から補助金申請提出日までの日付で記入してください。
- ・申請時に豊田市税で滞納がある場合は補助金を交付することができませんのでご注意ください。市で市税の滞納の有無を確認します。
- ・浄化槽設置届出書の内容と工事の内容が異なる場合は「変更等事由書」を添付してください。（設置する浄化槽や工事業者、浄化槽設備士の変更等）
- ・補助金交付申請書には**着工前の単独処理浄化槽等の写真及び該当建物の全景写真を添付**してください。
- ・更新の場合、現況写真及び、重篤な支障による交換を必要とする旨が記載された法定検査結果票(写)等を添付してください。
- ・放流経路が他人の土地を経由する場合、所有者からの土地使用承諾書を添付してください。

- ・添付する設置場所の案内図は分かりやすいものとしてください。また、申請する年の1月1日以降に土地の分筆があった場合は公図等を添付してください。
- ・添付する配管図には排水経路を明確にしておいてください。
- ・**既存管及び既存升を活用する場合は、該当箇所を点線表示にするなど新たに設置するものと区別できるようにしてください。**
- ・**「誓約書」については、誓約内容を十分にご理解いただいた上で氏名欄に申請者の自署をお願いします。**

(3) 計画変更に関すること

- ・補助金の交付決定通知を受けた後に、事業の中止、補助金交付決定額及び設置浄化槽の変更がある場合は、事前に「合併処理浄化槽設置整備事業補助金計画変更承認申請書」(様式第4号)の提出が必要です。
 ※上記内容以外の簡易な変更については、実績報告書の提出時に「変更等事由書」(第7条関係の13)に関する書類を添付し報告してください。

(4) 実績報告に関すること

- ・事業を完了したのち、**令和9年1月29日(金)午後5時15分までに**実績報告書を提出してください(提出ができない場合は事業の中止として扱い、補助金の交付はありません。)
 ※事業完了とは…浄化槽設置場所に居住をし、浄化槽を正しく使用している状態のことを言います。
 ※実績報告書の提出時に申請者が浄化槽設置場所に居住(住民登録)していない場合には補助金が交付されません。
- ・実績報告書の「事業着工年月日」には、交付決定通知後、実際に事業着工した日を記入し、「事業完了年月日」には書類手続きも含めた事業完了年月日を記入してください。
- ・浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写しについて、収入印紙の消印漏れがないようご注意ください。
- ・**保守点検契約日が浄化槽の使用開始後とにならないようご注意ください。**
- ・添付資料として、法定検査の7条検査手数料の前払いに加え、11条初回検査手数料の前払いの受領印がある「法定検査依頼書」が必要となります。
- ・「浄化槽使用開始報告書」及び「浄化槽使用廃止届出書」については、「設置場所」等の記載内容を十分確認してから提出するようにしてください(特に複数地番となる場合は注意してください)。
- ・**いずれの補助形態でも、撤去された浄化槽においては「廃止届」が必要となります。また、撤去費加算を申請する場合には「最終清掃実施記録」の写しが必要となります。**
- ・「施工検査報告書[チェックリスト]」の浄化槽設備士の確認日は「工事請負契約書」の「工事の期間」内としてください。また、浄化槽設備士の変更があった場合は「変

更等事由書」の提出と変更後の浄化槽設備士の免状の写しが必要となります。

- ・ **配管図の内容と現状が合っていない（流入汚水升の漏れや放流経路の相違等）も**
が見受けられますので、必ず正しい配管図を提出してください。
- ・ **既存管及び既存升を活用する場合は、該当箇所を点線表示にするなど新たに設置**
するものと区別できるようにしてください。
- ・ 浄化槽工事の領収書には収入印紙と消印を忘れないようにしてください（収入印紙が不要な場合を除く）。
- ・ 撤去のマニフェスト（産業廃棄物管理票）は、記入漏れ（日付、廃棄物の種類、数量等）に気を付けるとともに、受付印と申請者名が分かるように明記し、E票の写しを添付（B2票でも受付は可能ですが、後日必ずE票を提出してください。）してください。
- ・ 実績報告書は事業完了後、速やかに提出してください。
- ・ 代理受領を行う場合は、補助金請求書（市様式）を提出してください。

7 代理受領に関すること

- ・ 代理受領を活用する場合は、交付申請書提出時（または実績報告書提出まで）に「代理受領届出書」（様式第1号）を提出してください。
- ・ 代理受領は本来申請者が受け取る補助金を工事業者へ直接支払うこととなりますので、業者で書類作成される場合は申請者に十分な説明をお願いします。
- ・ 代理受領の内容に変更（補助額の変更、代理受領の取りやめ）がある場合は、速やかに「代理受領届出変更届」（様式第3号）を提出してください。事業を中止する場合は提出不要です。
- ・ 実績報告書を提出する際に「**代理受領に係る委任状**」（様式第5号）（**委任者欄の氏名は自署**）と豊田市指定の「**請求書**」を添付してください（振込先は請負者(事業者)の口座としてください。）。請求書は押印不要です。

8 施工業者の工事上の注意点

(1) 施工時の連絡等

- ・ 補助金申請書提出後、交付決定通知を発送するまで審査期間として7営業日程度を要しますので、工事着工はゆとりを持って計画してください。
- ・ 工事の着工は補助金交付決定後に行ってください。
- ・ 工事の着工、撤去工事日の連絡を工事日の前営業日午後5時15分までに必ずしてください。
※撤去費補助を申請されない場合でも撤去工事日の連絡はしてください。
- ・ 悪天候等で正しく安全な工事ができない場合には工事を中止し、早めに市役所まで連絡をお願いします。

- ・撤去費加算を申請される場合は、**撤去工事を行う際に市職員が立会うことがあります。**できる限り市役所の開庁日に施工してください。また、市職員が立会う場合は既設単独処理浄化槽等を撤去した後の状況や撤去ガスを市職員が確認するまでそのままにしてください。

(2) 施工上の注意点

- ・**施工は「浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令（令和2年度国土交通省・環境省令第3号）」に従って実施して下さい。**

<関連条文>

補助要綱 第10条（施工及び現場確認）

補助事業の実施に当たっては、浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令（令和2年国土交通省・環境省令第3号）に従って工事を行わなければならない。

浄化槽法 第4条第5項（浄化槽に関する基準等）

浄化槽工事の技術上の基準は、国土交通省令・環境省令で定める。

（省令第1条 技術上の基準 一）

- ・施工は、浄化槽工事用の図面 及び 仕様書に基づいて行ってください。

・申請書に添付する図面に必要事項（基礎厚、配筋間隔、コンクリート復旧厚など）を記載し、図面通りの施工を行ってください。

（省令第1条 技術上の基準 四）

- ・工事開始に当たっては、浄化槽の設置位置、放流先等 **現場の状況を十分把握し、適切な施工に努めてください。**

・**浄化槽の高さ、配管勾配、放流先の高さ等の計画と施工管理を適切に行ってください。**

- ・同一敷地内の建物から排出される汚水及び雑排水に接続漏れがないよう、十分に事前調査を行ってください。
- ・放流先は必ず公共用水域（道路の側溝や排水路等）まで確保してください。「浸透升」等への放流は補助金対象外です。

※ 補助金交付申請時と実績報告時で浄化槽設置位置、配管が大きく変更されているケースが見られます。的確な現地調査を行い、浄化槽設置者に対し事前に施工内容を十分に説明してください。工事内容が変更となる場合には説明を確実に行うようにしてください。

適切な計画と施工で
浄化槽設置者の信頼に
応えていきましょう！



- ・工事の際には必ずヘルメットを着用し、**土砂の崩壊の危険がある場合には必要に応じて土留めを設置するなど、施工中の安全管理を徹底してください。**
- ・基礎砕石は十分な転圧を行ってください。

- ・基礎コンクリートは十分な養生期間を設けてください。（既製品の使用可）
- ・浄化槽の水平及び配管の適切な勾配を確保するため、高さの確認を確実に実施してください。
- ・発生土が埋戻しに適さない土質の場合は、良質土を使用してください。また、水締め・締固めは、空隙が生じないように数回に分けて行ってください。
- ・マンホールのかさ上げは30cm以内とし、それを超える場合は必ずピット施工（雨水排水用の排水口が必要）を行ってください。
- ・上部スラブは必ず施工してください。
- ・**浄化槽に流入する前の汚水升は、必ずインバート施工で密閉できる蓋としてください。（既設の溜め升を加工して使用する場合は特に注意）**
- ・ブロワの風量が十分に確保されるように、浄化槽から離れすぎないように設置してください。
- ・廃材等の運搬車には、「産業廃棄物収集運搬車両＋会社名」の表示が義務付けられています。（産廃処理業の許可が必要な場合は、許可番号も表示）

9 添付する工事写真の注意点

- ・工事写真は、デジカメ撮影したものを普通紙へカラー印刷し提出することも可能ですが、**黒板等が入る写真については文字が読めるようにしてください（目安として100万画素～・250KB～程度）**。読めない場合は黒板等の部分写真も添付してください。特に着工準備写真で、浄化槽設備士の氏名が読み取れないことがありますのでご注意ください。
- ・工事着手前の写真（浄化槽設備士、設置場所、工事看板が写っているもの）は、必ず工事当日に撮影するようにしてください。
- ・埋戻しの際、水張り、水平確認（双方向）、水締め、突き固め作業が確認できる写真を添付してください。
- ・ピット施工をしている場合、外観の写真（縞鋼板等の蓋が確認できるもの）と、雨水排水用の排水口が施工されていることが確認できる写真を添付してください。
- ・ポンプ設備を設けている場合、槽内部の写真（原則的にポンプ2基の設置が確認できるもの）を添付してください。
- ・上部スラブ施工後にかさ上げの高さ（無しの場合も含む）が分かる写真を添付してください。
- ・浄化槽流入側の升は配管布設後の埋め戻し前と工事終了後の全ての升周辺の写真を添付し、配管図面共に共通の升番号を付してください。
- ・ブロワが適正に設置されていることが確認できる写真を添付してください
 ※**ブロワの接続状況が分かるように屋外用コンセント部分も含めること**
- ・敷地内で接続漏れがないかを確認するため、水廻りを廃止した場合、廃止したことが分かる写真（給水管の縁切り、蛇口部分のコンクリート詰め等）を添付してくだ

さい。

- ・ 外洗濯は浄化槽に接続するとともに、雨水対策が確認できる写真を添付してください。
- ・ 浄化槽の人槽算定にかかわる、すべての建物の写真を添付（複数枚にわたっても可）してください。

10 その他の注意点

- ・ この制度は年度ごとに対象区域や内容等の見直しがありますのでご注意ください。
- ・ 実績報告書を市で受付した後、申請者には事前連絡無しで完了検査(現地確認)を実施します。都合により日程調整が必要な場合（完了検査に支障がある場合も含む）は下水道施設課までご連絡ください。
- ・ 完了検査の際、薬剤が開封されていないケースが見受けられます。機器の調整が済み、薬剤が開封され、適正に使用しているかを確認した後に実績報告書を提出してください。
- ・ 補助金の支払いは、工事が適正に施工されているかを市職員が現地で確認後、補助金の請求書を市が受理してからおよそ1か月後となります。

以上の注意点や補助金交付要綱等をご熟読いただき、
正しく補助金申請ができるようご協力をお願いします。
また、細心の注意を払い、適正で安全な工事をしてください。



豊田市上下水道局 下水道施設課 浄化槽担当
電話 (0565) 34-6964
FAX (0565) 32-3171